

2023年7月1日

お客さま 各位

新エネルギー開発株式会社

電気供給約款【低圧】の変更について

電気供給（取次）約款【低圧】別紙、別表および電気供給約款【低圧】別紙、別表を2023年7月1日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

変更内容としては、中国、四国、北陸エリアのプラン内容の変更及びプランの追加、燃料費調整額の算出方法の変更、以上に伴う条の繰り上げ、繰り下げを行います。

電気供給（取次）約款【低圧】および、電気供給約款【低圧】の変更内容。

変更前	変更後								
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2023年7月1日から実施いたします。</p> <p>2 北陸電力エリア低圧動力のお客さまについての特別措置 2024年3月検針日の前日までの電気使用に係る料金に限り、別紙V（北陸電力エリア）3（低圧動力プラン）(5)を次のとおり読み替えて適用いたします。</p> <p>(5) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1679 1474 2635 1522"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1189円 71銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1679 1696 2635 1791"> <tr> <td>夏季料金</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>25円 31銭</td> </tr> <tr> <td>その他季料金</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>24円 28銭</td> </tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。）は基本</p>	契約電力1キロワットにつき	1189円 71銭	夏季料金	1キロワット時につき	25円 31銭	その他季料金	1キロワット時につき	24円 28銭
契約電力1キロワットにつき	1189円 71銭								
夏季料金	1キロワット時につき	25円 31銭							
その他季料金	1キロワット時につき	24円 28銭							

変更前	変更後
-----	-----

	<p>料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p>
--	---

別紙Ⅱ (中国電力エリア)	別紙Ⅱ (中国電力エリア)
------------------	------------------

<p>1 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p>	<p>1 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p>
---	---

契約種別	
従量電灯 (電灯契約)	ベーシック A プラン B
動力契約	低圧動力プラン

契約種別	
従量電灯 (電灯契約)	ベーシック A プラン B ベーシック A セット割
動力契約	低圧動力プラン

<p>2 従量電灯 (1) ベーシック A</p>	<p>2 従量電灯 (1) ベーシック A</p>
--	--

<p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金</p>	<p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金</p>
--	--

変更前

変更後

料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ(イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ(イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整 (1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整 (1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表「離島ユニバーサルサービス調整 (1)イ」によって算定された離島平均価格が 79,000 円を上回る場合は、別表「離島ユニバーサルサービス調整 (1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	171 円 11 銭
従量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 72 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 95 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 70 銭

電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	691 円 29 銭
従量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 85 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 32 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 38 銭

ホ その他

一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ホ その他

一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) プランB

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(2) プランB

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

変更前	変更後																								
<p>ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとしていたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="329 558 1285 732"> <tr><td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr> <tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr> </table> <p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。 なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>ホ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金（3）」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整（1）イ（イ）」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整（1）イ（イ）」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 1604 1285 1650"> <tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>354円 44銭</td></tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 1791 1285 1873"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>17円 57銭</td></tr> </table>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	契約容量1キロボルトアンペアにつき	354円 44銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 57銭	<p>ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとしていたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="1682 558 2638 732"> <tr><td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr> <tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr> </table> <p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。 なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>ホ 料金 料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金（3）」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整（1）イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整（1）イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整（1）イ」によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整（1）ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表「離島ユニバーサルサービス調整（1）イ」によって算定された離島平均価格が79,000円を上回る場合は、別表「離島ユニバーサルサービス調整（1）ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1604 2638 1650"> <tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>418円 94銭</td></tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1755 2638 1841"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円 24銭</td></tr> </table>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	契約容量1キロボルトアンペアにつき	418円 94銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円 24銭
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																								
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																								
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																								
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	354円 44銭																								
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 57銭																								
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																								
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																								
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																								
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	418円 94銭																								
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円 24銭																								

変更前		変更後	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 61 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 14 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 90 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 96 銭
		<p>(3) ベーシック A セット割</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(ハ) 当社とのガス利用契約が締結されていること。</p> <p>ニ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量</p> <p>最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) イ」によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表「離島ユニバーサルサービス調整 (1) イ」によって算定された離島平均価格が 79,000 円を上回る場合は、別表「離島ユニバーサルサービス調整 (1) ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。</p>	

変更前	変更後													
<p>3 低圧動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1673 243 2377 285">1 契約につき</td> <td data-bbox="2383 243 2644 285">725 円 85 銭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1486 289 2644 359">(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1673 363 2377 443">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="2383 363 2644 443">33 円 44 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1673 447 2377 527">120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="2383 447 2644 527">34 円 11 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1673 531 2377 611">200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td data-bbox="2383 531 2644 611">34 円 45 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1673 615 2377 657">300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td data-bbox="2383 615 2644 657">36 円 34 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	725 円 85 銭	(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。		最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	33 円 44 銭	120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 11 銭	200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 45 銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36 円 34 銭	<p>ホ その他</p> <p>一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p> <p>3 低圧動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p>
1 契約につき	725 円 85 銭													
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。														
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	33 円 44 銭													
120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 11 銭													
200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 45 銭													
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36 円 34 銭													

変更前				変更後			
最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント		最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	
	次の2台の入力につき	95パーセント			次の2台の入力につき	95パーセント	
	上記以外のもの入力につき	90パーセント			上記以外のもの入力につき	90パーセント	
(d) (イ)によってえた値の合計のうち				(d) (イ)によってえた値の合計のうち			
最初の6キロワットにつき		100パーセント		最初の6キロワットにつき		100パーセント	
次の14キロワットにつき		90パーセント		次の14キロワットにつき		90パーセント	
次の30キロワットにつき		80パーセント		次の30キロワットにつき		80パーセント	
50キロワットをこえる部分につき		70パーセント		50キロワットをこえる部分につき		70パーセント	
<p>Ⓜ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>				<p>Ⓜ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>			
(5) 料金				(5) 料金			
<p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表「2 燃料費調整 (1)イ (イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 (燃料費調整) (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ (イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>				<p>料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整 (1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表「3 離島ユニバーサルサービス調整 (1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表「離島ユニバーサルサービス調整 (1)イ」によって算定された離島平均価格が79,000円を上回る場合は、別表「離島ユニバーサルサービス調整 (1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>			
イ 基本料金				イ 基本料金			
<p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>				<p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>			
契約電力1キロワットにつき		929円 58銭		契約電力1キロワットにつき		1113円 41銭	
Ⓜ 電力量料金				Ⓜ 電力量料金			
<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>				<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>			
夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	14円 92銭		夏季料金	1キロワット時につき	26円 17銭	
	100時間超過分の1キロワット時につき	18円 30銭		その他季料金	1キロワット時につき	24円 92銭	
その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	13円 66銭					

変更前	変更後
-----	-----

<p>ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合 ((4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。) は基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%; text-align: center;">100 時間超過分の 1 キロワット時につき</td> <td style="width:40%; text-align: center;">16 円 75 銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>		100 時間超過分の 1 キロワット時につき	16 円 75 銭
	100 時間超過分の 1 キロワット時につき	16 円 75 銭		

別紙Ⅲ (四国電力エリア)	別紙Ⅲ (四国電力エリア)
------------------	------------------

<p>1 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">契約種別</th> </tr> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">従量電灯 (電灯契約)</td> <td style="width:50%; text-align: center;">ベーシック A プラン B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">動力契約</td> <td style="text-align: center;">低圧動力プラン</td> </tr> </table>	契約種別		従量電灯 (電灯契約)	ベーシック A プラン B	動力契約	低圧動力プラン	<p>1 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">契約種別</th> </tr> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">従量電灯 (電灯契約)</td> <td style="width:50%; text-align: center;">ベーシック A プラン B ベーシック A セット割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">動力契約</td> <td style="text-align: center;">低圧動力プラン</td> </tr> </table>	契約種別		従量電灯 (電灯契約)	ベーシック A プラン B ベーシック A セット割	動力契約	低圧動力プラン
契約種別													
従量電灯 (電灯契約)	ベーシック A プラン B												
動力契約	低圧動力プラン												
契約種別													
従量電灯 (電灯契約)	ベーシック A プラン B ベーシック A セット割												
動力契約	低圧動力プラン												

<p>2 従量電灯 (1) ベーシック A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力 (キロワット) との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力 (キロワット) との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単</p>	<p>2 従量電灯 (1) ベーシック A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力 (キロワット) との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力 (キロワット) との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単</p>
--	--

変更前

変更後

相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量
 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。

ニ 料金
 料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表「2 燃料費調整 (1)イ (イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ (イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

電力量料金
 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	245 円 46 銭
従量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 81 銭

ホ その他
 一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) プラン B

イ 適用範囲
 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力 (キロワット) との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力 (キロワット) との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量
 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。

ニ 料金
 料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

電力量料金
 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	646 円 99 銭
従量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 74 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 16 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 57 銭

ホ その他
 一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) プラン B

イ 適用範囲
 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力 (キロワット) との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力 (キロワット) との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

変更前	変更後																																
<p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものとしていたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="329 520 1288 697"> <tr><td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr> <tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr> </table> <p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>ホ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金（3）」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整（1）イ（イ）」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整（1）イ（イ）」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 1325 1288 1371"> <tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>354円 44銭</td></tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 1476 1288 1694"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>15円 82銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>20円 35銭</td></tr> <tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>22円 39銭</td></tr> </table>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	契約容量1キロボルトアンペアにつき	354円 44銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円 82銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円 35銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円 39銭	<p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものとしていたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="1682 520 2641 697"> <tr><td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr> <tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr> </table> <p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>ホ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金（3）」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整（1）イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整（1）イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整（1）ロ（ハ）」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整（1）ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1325 2641 1371"> <tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>385円 19銭</td></tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1476 2641 1694"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>26円 44銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>31円 81銭</td></tr> <tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>34円 64銭</td></tr> </table> <p>(3) ベーシックAセット割</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約</p>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	契約容量1キロボルトアンペアにつき	385円 19銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26円 44銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	31円 81銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円 64銭
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	354円 44銭																																
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円 82銭																																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円 35銭																																
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円 39銭																																
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	385円 19銭																																
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26円 44銭																																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	31円 81銭																																
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円 64銭																																

変更前	変更後
-----	-----

<p>3 低圧動力プラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p>	<p>上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(ハ) 当社とのガス利用契約が締結されていること。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金 料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">1契約につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">679円 34銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">31円 23銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">32円 48銭</td> </tr> <tr> <td>200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">33円 70銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">37円 59銭</td> </tr> </table> <p>ホ その他 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p>	1契約につき	679円 34銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円 23銭	120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	32円 48銭	200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円 70銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円 59銭
1契約につき	679円 34銭										
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円 23銭										
120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	32円 48銭										
200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円 70銭										
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円 59銭										

<p>3 低圧動力プラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p>	<p>3 低圧動力プラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p>
---	---

変更前	変更後																														
<p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="332 1220 1285 1352"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のものの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="332 1421 1285 1598"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によ</p>	最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	<p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="1682 1220 2635 1352"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のものの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="1682 1421 2635 1598"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によ</p>	最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最大の入力のものから		最初の2台の入力につき	100パーセント																												
		次の2台の入力につき	95パーセント																												
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														
最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント																													
	次の2台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														

変更前	変更後
-----	-----

て算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、別表「2 燃料費調整 (1)イ (イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ (イ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	939円 03銭
---------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季料金	1キロワット時につき	17円 06銭
その他季料金	1キロワット時につき	15円 50銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。)は基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

て算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1148円 20銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季料金	1キロワット時につき	25円 20銭
その他季料金	1キロワット時につき	23円 80銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。)は基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

別紙V

(北陸電力エリア)

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	
従量電灯 (電灯契約)	ベーシックB
	ベーシックBセット割
	プランC

別紙V

(北陸電力エリア)

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	
従量電灯 (電灯契約)	ベーシックB
	ベーシックBセット割
	プランC

変更前		変更後																							
動力契約	低圧動力プラン	動力契約	低圧動力プラン																						
<p>2 従量電灯</p> <p>(1) ベーシック B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、と契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 料費調整 (1)イ(ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ(ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">基本料金</td> <td>契約電流 10 アンペア</td> <td>242 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td>363 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td>484 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>649 円 22 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>883 円 96 銭</td> </tr> </table>		基本料金	契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭	契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭	契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭	契約電流 30 アンペア	649 円 22 銭	契約電流 40 アンペア	883 円 96 銭	<p>2 従量電灯</p> <p>(1) ベーシック B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、と契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">基本料金</td> <td>契約電流 10 アンペア</td> <td>302 円 50 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td>453 円 75 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td>605 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>907 円 50 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1210 円 00 銭</td> </tr> </table>		基本料金	契約電流 10 アンペア	302 円 50 銭	契約電流 15 アンペア	453 円 75 銭	契約電流 20 アンペア	605 円 00 銭	契約電流 30 アンペア	907 円 50 銭	契約電流 40 アンペア	1210 円 00 銭
基本料金	契約電流 10 アンペア		242 円 00 銭																						
	契約電流 15 アンペア		363 円 00 銭																						
	契約電流 20 アンペア		484 円 00 銭																						
	契約電流 30 アンペア		649 円 22 銭																						
	契約電流 40 アンペア	883 円 96 銭																							
基本料金	契約電流 10 アンペア	302 円 50 銭																							
	契約電流 15 アンペア	453 円 75 銭																							
	契約電流 20 アンペア	605 円 00 銭																							
	契約電流 30 アンペア	907 円 50 銭																							
	契約電流 40 アンペア	1210 円 00 銭																							

変更前	変更後
-----	-----

従量料金	契約電流 50 アンペア	1118 円 70 銭
	契約電流 60 アンペア	1353 円 44 銭
	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 30 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 78 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 74 銭

従量料金	契約電流 50 アンペア	1512 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	1815 円 00 銭
	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 91 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 68 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 34 銭

(2) ベーシック B セット割

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、と契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (ハ) 当社とのガス使用契約が締結されていること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ (ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ (ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

電力量料金

(2) ベーシック B セット割

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、と契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (ハ) 当社とのガス使用契約が締結されていること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

変更前

変更後

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

基本料金	契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭
	契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭
	契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭
	契約電流 30 アンペア	649 円 22 銭
	契約電流 40 アンペア	883 円 96 銭
	契約電流 50 アンペア	1118 円 70 銭
	契約電流 60 アンペア	1353 円 44 銭
従量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 96 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 34 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 55 銭

基本料金	契約電流 10 アンペア	302 円 50 銭
	契約電流 15 アンペア	453 円 75 銭
	契約電流 20 アンペア	605 円 00 銭
	契約電流 30 アンペア	907 円 50 銭
	契約電流 40 アンペア	1210 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1512 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	1815 円 00 銭
従量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 41 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 58 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 57 銭

(3) プラン C

(3) プラン C

イ 適用範囲

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

変更前		変更後	
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
<p>(d) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 (契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。 なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>		<p>(d) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 (契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。 なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	
<p>ホ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ(ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ(ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		<p>ホ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	
<p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</p>		<p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</p>	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	227 円 48 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	293 円 43 銭
<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p>		<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p>	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 27 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 51 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 68 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	20 円 83 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 34 銭
<p>3 低圧動力プラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>		<p>3 低圧動力プラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>	
<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上また</p>		<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上また</p>	

変更前	変更後																																		
<p>は一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="329 730 1285 842"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力 のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のものの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="329 911 1285 1087"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>□ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、別表「2 燃料費調整 (1)イ (ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ (ロ)」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 1787 1285 1829"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1039円 38銭</td> </tr> </table> <p>□ 電力量料金</p>	最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約電力1キロワットにつき	1039円 38銭	<p>は一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="1682 730 2638 842"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力 のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のものの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="1682 911 2638 1087"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>□ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1751 2638 1793"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1189円 71銭</td> </tr> </table> <p>□ 電力量料金</p>	最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約電力1キロワットにつき	1189円 71銭
最大の入力 のものから		最初の2台の入力につき	100パーセント																																
		次の2台の入力につき	95パーセント																																
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																																	
最初の6キロワットにつき	100パーセント																																		
次の14キロワットにつき	90パーセント																																		
次の30キロワットにつき	80パーセント																																		
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																																		
契約電力1キロワットにつき	1039円 38銭																																		
最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント																																	
	次の2台の入力につき	95パーセント																																	
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																																	
最初の6キロワットにつき	100パーセント																																		
次の14キロワットにつき	90パーセント																																		
次の30キロワットにつき	80パーセント																																		
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																																		
契約電力1キロワットにつき	1189円 71銭																																		

変更前	変更後
-----	-----

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	12円 15銭
	100時間超過分の1キロワット時につき	14円 77銭
その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	11円 09銭
	100時間超過分の1キロワット時につき	13円 75銭

ハ 力率割引および割増し
 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。）は基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他
 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他
 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季料金	1キロワット時につき	25円 31銭
その他季料金	1キロワット時につき	24円 28銭

ハ その他
 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) その他
 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

別表

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

(イ) 関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社および中部電力株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A：各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B：各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C：各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は次のとおりといたします。

	α	β	γ
中部電力パワーグリッド	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力送配電	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力ネットワーク	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力送配電	0.2104	0.0541	1.0588

別表

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A：各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B：各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C：各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は次のとおりといたします。

	α	β	γ
中部電力パワーグリッド	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力送配電	0.0415	0.0745	1.2499
関西電力送配電	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力ネットワーク	0.0406	0.0992	1.1994
四国電力送配電	0.0875	0.0770	1.1770

変更前

変更後

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(d) 北陸電力株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A：各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B：各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β は次のとおりといたします。

	α	β
北陸電力送配電	0.2303	1.1441

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格

基準燃料価格は次のとおりといたします。

	基準燃料価格
中部電力パワーグリッド	45,900 円
北陸電力送配電	21,900 円
関西電力送配電	27,100 円
中国電力ネットワーク	26,000 円
四国電力送配電	26,000 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格

基準燃料価格は次のとおりといたします。

	基準燃料価格
中部電力パワーグリッド	45,900 円
北陸電力送配電	79,800 円
関西電力送配電	27,100 円
中国電力ネットワーク	80,300 円
四国電力送配電	80,000 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間

変更前	変更後
-----	-----

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額
燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価
基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

	1キロワット時につき	最低料金にかかる 定額料金
中部電力パワーグリッド	23 銭 3 厘	-
北陸電力送配電	16 銭 1 厘	-
関西電力送配電	16 銭 5 厘	2 円 47 銭 5 厘
中国電力ネットワーク	24 銭 5 厘	3 円 68 銭 0 厘
四国電力送配電	19 銭 6 厘	2 円 15 銭 4 厘

ニ 燃料費調整額
燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、定額料金を設定する契約種別については、定額料金適用電力量までは、定額料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価
基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

	1キロワット時につき	最低料金にかかる 定額料金
中部電力パワーグリッド	23 銭 3 厘	-
北陸電力送配電	16 銭 5 厘	-
関西電力送配電	16 銭 5 厘	2 円 47 銭 5 厘
中国電力ネットワーク	21 銭 2 厘	3 円 18 銭 5 厘
四国電力送配電	15 銭 4 厘	1 円 69 銭 4 厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示
当社は、(1)ハの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法によってお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整 (中国電力エリアのみ適用)

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

変更前

変更後

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A：各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B：各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C：各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、79,300円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサル調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサル調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間

変更前	変更後															
	<table border="1"> <tr> <td>での期間</td> <td>日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </table>	での期間	日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間	
での期間	日の前日までの期間															
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間															
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間															
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間															
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間															
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間															
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間															
3 契約負荷設備の総容量の算定	<p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、定額料金を設定する契約種別については、定額料金適用電力量までは、定額料金に適用される離島ユニバーサル調整単価といたします。</p> <p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1129 2487 1222"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>最低料金にかかる定額料金</td> </tr> <tr> <td>1 厘</td> <td>1 銭 7 厘</td> </tr> </table>		1キロワット時につき	最低料金にかかる定額料金	1 厘	1 銭 7 厘										
1キロワット時につき	最低料金にかかる定額料金															
1 厘	1 銭 7 厘															
4 標準容量換算表（関西電力エリアのみ適用）	4 契約負荷設備の総容量の算定															
5 負荷設備の入力換算容量	5 標準容量換算表（関西電力エリアのみ適用）															
6 加重平均力率の算定	6 負荷設備の入力換算容量															
7 進相用コンデンサ取付容量基準	7 加重平均力率の算定															
8 契約容量および契約電力の算定方法	8 進相用コンデンサ取付容量基準															
9 日割計算の基本算式	9 契約容量および契約電力の算定方法															
	10 日割計算の基本算式															